

事業者の方へ

持続化給付金（国）

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比 50%以上減少している事業者の方へ、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【金額】 法人200万円、個人100万円
(昨年1年間の売上からの減少分を上限)

【問い合わせ】

コールセンター：
0120-115-570または03-6831-0613



融資制度

●新型コロナウイルス感染症対策緊急資金（区）

区独自の融資あっせん制度として、無利子・信用保証料全額補助の緊急資金を新設しました。

◇資金使途・融資限度額：運転資金・1,000万円

◇返済期間：60か月以内（据置期間12か月含む）

◇利率：固定金利1.5%（区が全額利子補給）⇒本人負担率0%

◇信用保証料：全額補助

【問い合わせ】

豊島区文化商工部 生活産業課：03-4566-2742

●無利子・無担保融資（国）

各機関の融資制度に特別利子補給制度を併用することで、実質的に無利子で貸付が受けられます。

また、5月より、都制度融資を活用した民間金融機関での実質無利子・無担保融資の受付を開始しています。

◇日本政策金融公庫／相談ダイヤル：0120-154-505（平日）、
0120-112-476（土日・祝日）

◇商工中金…相談ダイヤル：0120-542-711

◇東京都産業労働局金融部金融課…03-5320-4877

感染拡大防止協力金（都）

都の要請に応じて、休業や営業時間の短縮をした中小事業者の方へ、協力金を支給します。

【金額】 50万円
(2事業所以上で休業等に
取り組む事業者は100万円)

【問い合わせ】

相談センター：03-5388-0567



個人・小規模事業者への申請手続支援

東京都行政書士会豊島支部と区が協定を締結し、区内に事業所がある個人事業者又は個人事業者である区民の方や、申請時において常勤従業員5人以下の法人が、持続化給付金・都感染防止協力金・セーフティネット認定を含む各種新型コロナウイルス感染症対策融資の申請書類作成等を東京都行政書士会豊島支部と相談のうえ、行政書士に依頼した場合に、利用料金の一部を区が負担します。

東京都行政書士会豊島支部 新型コロナウイルス対策事業本部（0800-805-0644：平日 午前9時から午後6時まで）

その他の支援策については、以下ホームページでもご案内しております。

■豊島区ホームページ
(中小企業者向けページ)



■東京都 新型コロナウイルス感染症
支援情報ナビ



区内の関係団体等が「オールとしま」で支援します！

相談体制や料金は団体等で異なりますので、詳細はお問い合わせください。

●東京商工会議所豊島支部

経営に関する相談



●豊島法人会

法人会貸倒保証制度（会員限定）
等の支援策について／☎03-3985-8940



●豊島産業協会

区内中小事業者のネットワークづくり



●東京中小企業家同友会豊島支部

起業家のネットワークづくり／☎03-3261-7201

●豊島区商店街連合会

商店街向け各種支援策について／☎03-3981-5445

●豊島青色申告会

記帳・決算相談／☎03-3987-2938

●東京税理士会豊島支部

税務相談／☎03-3983-2478

●東京司法書士会豊島支部

登記等法律相談／☎03-4405-8113

●東京都社会保険労務士会豊島支部

人事労務・助成金の相談



●豊島区中小企業診断士会

経営に関する相談



●東京都行政書士会豊島支部

支援制度の紹介、書類作成、申請代理
「新型コロナウイルス対策事業本部」／☎0800-805-0644



●東京パブリック法律事務所

債務・雇用・取引等の法律相談／☎03-5979-2900

